

令和3年度第2回選挙管理委員会議事録

日 時 令和3年9月1日(水) 午前9時から  
 場 所 日進市役所4階 第1会議室  
 出 席 者 星野委員長、三浦委員、上田委員、大竹委員  
 事 務 局 石川書記長、牧書記、渡辺書記、祖父江書記  
 傍聴の可否 可  
 傍聴の有無 無  
 議 題 1. 選挙人名簿定時登録者数(案)及び各種直接請求署名者数(案)について  
 2. 在外選挙人名簿登録者数(案)について  
 3. 日進市公職選挙管理規程等の一部改正(案)について  
 4. その他

発 言 者	発 言 内 容
事務局	ただ今から令和3年度第2回選挙管理委員会を開催します。開催にあたり、星野委員長からあいさつをお願いします。
委員長	(あいさつ)
事務局	それでは、委員長に議事の進行をお願いします。
委員長	議題1 選挙人名簿定時登録者数(案)及び各種直接請求署名者数(案)について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>それでは、資料1により説明いたします。</p> <p>本日の選挙人名簿定時登録における登録要件は、登録基準日については令和3年9月1日、登録日については令和3年9月1日であります。</p> <p>住所要件は、令和3年6月1日以前に日進市へ転入の届出がなされ、引き続き3ヶ月以上日進市に住所を有する方です。</p> <p>年齢要件は、平成15年9月2日以前に出生した方が今回の定時登録の対象です。また、令和3年4月30日以前の転出者については、登録日現在で抹消されることとなっております。</p> <p>ただ今の要件で調製しました選挙人名簿総数は男性36,336人、女性37,178人、合計73,514人となりました。前回6月の定時登録より合計で96人増加しました。</p> <p>また、これにより直接請求に必要な署名数が算定されることとなります。</p> <p>日進市条例の制定改廃等に必要な署名数は、登録者数の50分の1にあたる1,471人、議会の解散、市長のリコール等に必要な署名数は、登録者数の3分の1にあたる24,505人となります。また、市町村の合併関連の</p>

	<p>請求は選挙人名簿登録者総数の6分の1にあたる12,253人となります。資料2に投票区別選挙人名簿登録者数一覧表としまして、ただいまの73,514人について、投票区別の登録状況が示してあります。</p> <p>それでは、選挙人名簿を確認していただき、ご異議がなければ登録者数の確定をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。</p>
各委員	名簿確認
委員長	議題1 選挙人名簿定時登録等について、案のとおり決定してよろしいか。
各委員	異議なし
委員長	<p>それでは、議題1 選挙人名簿定時登録及び各種直接請求署名者数の決定について、事務局案のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議題2 在外選挙人名簿登録者数（案）について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議題2の在外選挙人名簿登録者数（案）について説明します。</p> <p>資料1をご覧ください。在外選挙人名簿の登録資格は、満年齢18歳以上の日本国民で、引き続き3ヶ月以上その方の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有する方であります。委員長の専決処分で6月の定時登録以後、登録及び抹消をした者はいませんでした。これにより、9月2日現在の登録者総数は、男性34人、女性29人の合計63人となり、前回6月の定時登録と比べて増減はありませんでした。また、資料3に地域別在外選挙人名簿登録者一覧表としまして、ただいまの63人について、地域別の登録状況が示してあります。なお、登録者数の登録日が選挙人名簿と1日ずれているのは、日進市公職選挙管理規程上、在外選挙人名簿の抄本の作成日が、選挙人名簿の登録日の翌日となっているためです。</p> <p>それでは、在外選挙人名簿について各委員に確認していただき、ご異議がなければ登録者数の確定をさせていただきたいと思いをします。</p>
各委員	名簿確認
委員長	議題2の在外選挙人名簿登録について、事務局からの報告のとおり、確定してよろしいか。
各委員	異議なし
	<p>それでは、議題2の在外選挙人名簿登録者数（案）については、事務局案のとおり承認します。</p>

委員長	続きますして、議題3 日進市公職選挙管理規程等の一部改正（案）について、説明をお願いします。
事務局	日進市公職選挙管理規程等の一部改正（案）について、資料4により説明します。資料4をご覧ください。令和3年3月1日に施行した日進市公職選挙管理規程を始めとする5つの例規の改正により、様式のうち立候補の届出等の市民等が選挙管理委員会に対して行う申請等に係る様式について、押印欄を削除しました。それらの様式について、届出書類等の真正性を確認する方法を明記するために、「届出等の名義人（候補者等）本人の本人確認書類の提示又は提出」等を備考欄に追記しました。委員の皆様にご意見をお伺いし、ご異議がなければ資料5のとおり規程の改正を行いたいと思いますので、よろしくをお願いします。
委員長	ただいまの事務局の説明について、質問及び意見はありますか。
各委員	本人確認書類は、必ず必要となりますか。
事務局	他の手段により本人確認ができる場合は、不要です。
委員長	続きますして、議題4のその他について何か議題はありますか。
事務局	特にございません。
委員長	それでは、第2回選挙管理委員会を終了します。
	午前9時30分閉会